

回覧

No.99

消費生活情報誌

かいじ号



農薬は正しく使いましょう

これからの季節、家庭菜園でも病害虫防除などのために農薬を使用する機会が増えてきます。

農産物には「**残留農薬基準値**」というものが設定されていることはご存じでしょうか。食品衛生法により食品中に残留が許される農薬の量が、食品ごと、薬剤の種類ごとに決められています。これが「**残留農薬基準値**」です。この基準値を超えた場合は、食品衛生法により、その農産物は流通してはならないことになっています。

自家用目的の家庭菜園でとれた農産物は、市場に流通することはありません。しかし、農薬のボトルや袋には、「**使用できる作物の種類**」「**使用できる時期**」「**濃度**」「**使用できる回数**」などが書かれています。この使用方法を守らなかった場合は、農薬取締法の違反になってしまいます。農薬の使用にあたっては、たとえ家庭菜園であっても決められた使用方法を守らなければなりません。農薬を購入、使用する前にはボトルや袋に記された内容を良く読み、正しく使いましょう。

また、家庭菜園では、色々な作物を栽培している場合が多いと思います。前述のとおり、農薬には使用できる作物の種類が決められていますので、色々な作物を栽培している場合は、散布目的以外の作物に薬が飛ばないように注意するとともに、共通して使える農薬を選ぶようにしましょう。

ラベルを確かめよう

作物の種類

時期

濃度

回数

農薬を使用する前にはラベルを読み、必ず有効期限を確かめましょう

【例】

● 使用できる作物の種類

□□□□□□□
□□□□□□□

● 使用できる時期

□□□□□□□

● 濃度

□□□□□□□

● 使用できる回数

□□□□□□□



食品安全110番

「食品安全110番」では、皆さんからの食品の表示や安全に関する相談や情報を受け付けていますので、お気軽にお電話ください。

055-223-1638

受付時間 午前8:30～午後5:00

(土日、祝祭日、年末年始を除く毎日)

相談窓口



資金業法が大きく変わりました!

改正資金業法が、平成22年6月18日完全施行され、借入れのルールが大きく変わりました。
※「資金業法」とは消費者金融などの資金業者や、資金業者からの借入れについて定めている法律のことです。

改正資金業法のポイント

1 総量規制

- ▶年収の3分の1を超える額の新規借入れができなくなりました。
- ▶借入れの際に「年収を証明する書類」が基本的に必要になります。(源泉徴収票、確定申告書など)



ここに注意!!

- 専業主婦(主夫)の場合、「配偶者の同意書」と「配偶者の年収を証明する書類」が必要です。
※配偶者への貸付けを行うかどうかは、業者によって異なります。
- 既に「年収の3分の1」を超える借入れがある場合、契約どおり返済すれば問題ありません。
- 銀行、信用金庫、信用組合、労働金庫など、資金業者以外からの借入れは含みません。

2 上限金利の引き下げ

- ▶法律上の上限金利が29.2%から、借入金額に応じて15%~20%に引き下げされました。
- ★法律の詳しい内容は、金融庁ウェブサイトをご覧ください。 <http://www.fsa.go.jp/>

アドバイス

「借りられない」「返せない」、困ったときは、あわてず県民生活センターにご相談ください。
県民生活センター 電話 055(235)8455 地方相談室 0554(45)5038

未公開株勧誘にご注意ください!

県民生活センターには、未公開株勧誘に関する相談電話が多数寄せられています。「上場間近」「値上がり確実」などのうまい言葉には裏があります。怪しいと思ったら、取引は見合させて、ご相談ください。

check!

一つでも当てはまつたら要注意!!

- 勧誘を受けている未公開株を、ちょうど別の業者から「高値で買い取る」と言われていませんか。
 - 「損が取り戻せる」からと別の未公開株を勧められていませんか。
 - 金融庁、消費者庁など公的機関から頼まれたなどと言っていませんか。
 - 聞き覚えのない証券会社からの勧誘ではないですか
- ※特に高齢者の方が狙われています。家族や周囲の人気が日頃から気をつけることが大切です。

◎出前講座をご利用ください!◎

悪質商法の手口や対処法、消費者の味方「クーリング・オフ制度」、パソコンやケータイトラブル対策など、ニーズに合わせた内容で無料の講師を派遣します。地域の会合や、老人クラブ、サークル、学校授業、保護者学習会等、10人くらいの集まりでも伺います(資料持参)。どうぞご活用ください!
ご連絡は、**055(223)1571(相談・啓発スタッフ)**まで

平成22年度「山梨県消費生活相談員」の皆さんをご紹介します!

山梨県では、県内の全市町村で「山梨県消費生活相談員」を委嘱し、地域において消費者トラブルを未然に防ぐための啓発活動を行うとともに、身近な相談窓口として活躍していただいている。

消費生活に関する相談や疑問に思っていることなど、お気軽に「山梨県消費生活相談員」に声をかけてください。

甲府市

朝 気	小田切 富子
北 新	熊王 日登美
北 新	古屋 二六
川 田 町	堀井 富子
南 口 町	金子 孝子
羽 黒 町	剣持 秀次
西下条町	櫻井 稔
武 田	佐藤 晴美
善 光 寺	土屋 八重子
国 玉 町	都築 菊江
太 田 町	時田 順子
上帯那町	山岡 由美子

韮崎市

水 神	遠山 なつ子
神山町鍋山	樋口 浩子
岩 下	中川 まさゑ

上野原市

桐 原	石井 文子
上 野 原	沼田 光子
コモアしおつ	瞻吹 恵子

昭和町

西条新田	鮎川 寛子
上 河 東	廣瀬 はるみ
築地新居	玉川 秀城
築地新居	本田 万壽男

富士吉田市

下 吉 田	真田 佳子
竜ヶ丘	三浦 良子
上 吉 田	望月 延子
上 吉 田	高橋 佑慈

北杜市

武川町牧原	清水 和美
高根町村山西割	高橋 治子
明野町上手	八代 菜美子
高根町村山東割	斎藤 津多子

都留市

つ る	太田 友美恵
つ る	秦 京子
井 倉	野澤 恵子

甲斐市

大 久 保	長田 純子
西 八 幡	清水 昌子
下 今 井	長坂 美津子
宇 津 谷	保坂 弥生
宇 津 谷	中沢 弥生

山梨市

牧丘町西保中	戸田 登志美
小 原 東	古屋 理恵子
上 神 内 川	駒田 勝彦

大月市

猿橋町殿上	根岸 光子
猿橋町藤崎	和田 玲子

笛吹市

境川町小黒坂	雨宮 千代子
八代町米倉	小澤 春恵
御坂町金川原	須田 貞子
石和町小石和	正木 淳美
一宮町金田	相川 昭夫
春日居町小松	齊藤 文雄

南部町

本 郷	木内 健子
万 沢	三浦 洋子

富士川町

鰍 沢	秋山 小夜子
青 柳 町	大木 富美子

丹波山村

酒井 智子

(敬称省略)

食品安全・安心を語る会を開催します!!

今回のテーマは「食中毒」です。

食中毒は、食事を提供する場所だけでなく、家庭でも発生しています。

食中毒を防ぐためには、どんなことに注意すればよいのでしょうか。

今回は、食肉を生又は加熱不十分で食べることによるリスクについての講演を中心に、食中毒の危険性や予防法について、事業者・消費者の方それぞれの意見交換を交えて考えてみます。多くの皆さんのご参加をお待ちしております。

日 時	平成22年7月13日(火) 午後2時～4時(受付：午後1時30分～)
場 所	山梨県男女共同参画推進センター ひゅあ総合大研修室(甲府市朝氣1-2-2)
内 容	講演・意見交換
参 加 費	無料
定 員	120名(先着順)どなたでも参加できます
申込み方法	電話、FAXまたは電子メールでお名前とお住まいの市町村名をお知らせ下さい
申込み・問合せ先	消費者安全・食育推進課 TEL055-223-1588 FAX055-223-1587 メールアドレス shokuhin-st@pref.yamanashi.lg.jp

食品安全110番について

食品の表示や安全性など、食の安全・安心についての総合窓口として、「食品安全110番」を設置しています。

昨年度の相談件数 251件

相談内容 ①食品表示 ②食品の安全性 ③その他(要望・意見)

これまでの相談事例から ~賞味期限の表示がない食品~

Q アイスクリームに賞味期限が記載されていない。

A 品質の劣化が極めて少ない食品は、期限の表示を省略することができます

期限表示の省略が可能な食品(例)

チューインガム、アイスクリーム類、
砂糖、食塩、うまい調味料、氷、
酒精飲料(アルコール)



*品質の劣化が極めて少ない食品は、期限表示の省略に加え、保存方法の記載も省略することができます。

*上記の食品でも、期限表示がある場合もあります。